

令和5年度第1回大和市青少年問題協議会次第

日 時：令和5年6月26日（月）15：30～

場 所：大和スポーツセンター2階 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

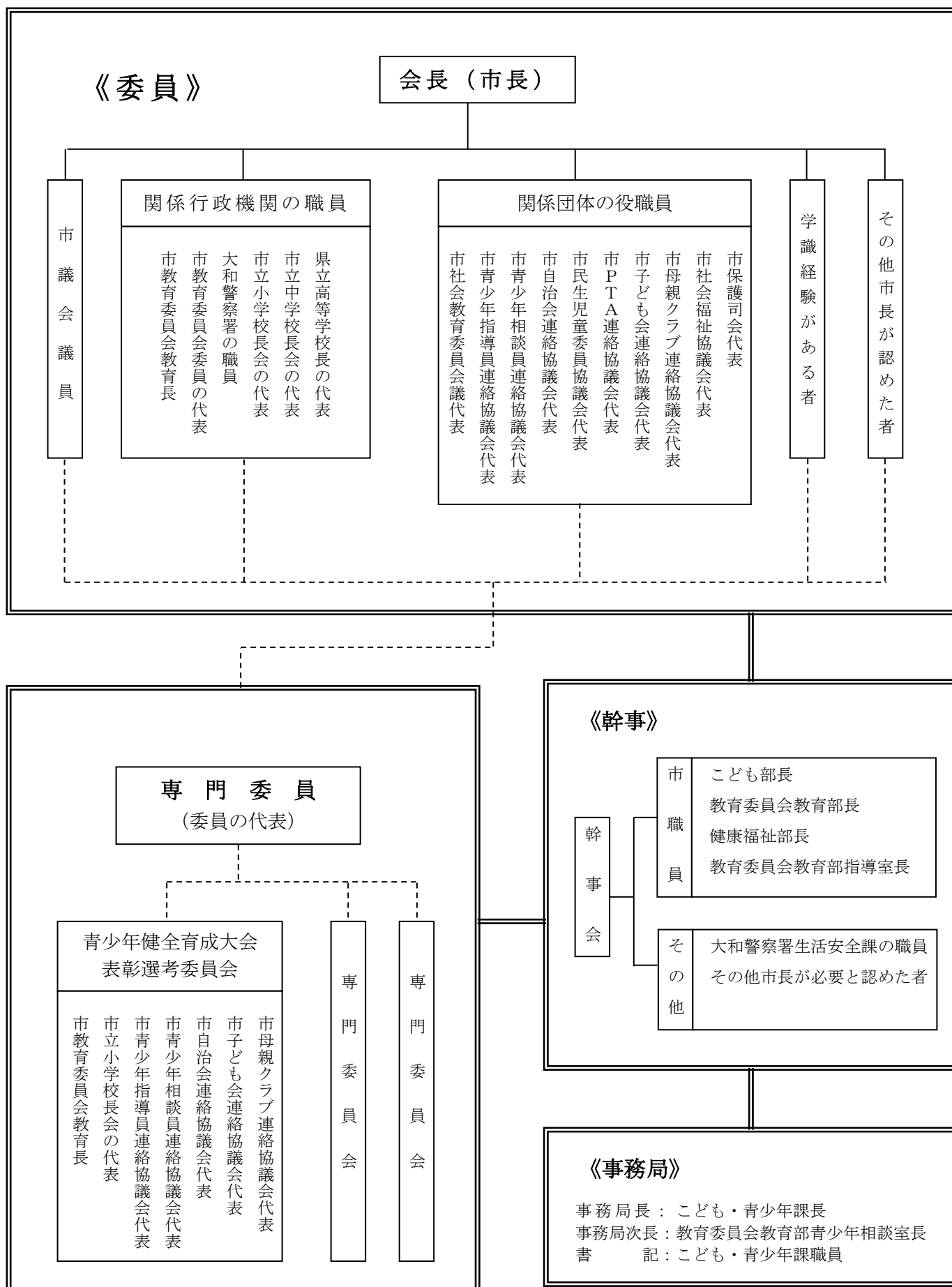
3 委員自己紹介

4 議 題

- (1) 令和5年度の主な青少年育成事業について 【資料 1-1,1-2,1-3】
- (2) 第51回大和市青少年健全育成大会について 【資料 2-1,2-2,2-3,2-4】
- (3) 青少年問題に関する現状報告について 【資料 3-1,3-2】
- (4) 青少年育成に関する各団体の取り組みについて
- (5) その他

5 閉 会

大和市青少年問題協議会組織図



令和 5 年度の主な青少年育成事業について

令和5年6月15日現在

【青少年健全育成都市宣言推進事業】 家庭、学校、地域社会が相互の連絡を密にし、市民総ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

内 容	対 象
・ 青少年の指導育成及び矯正に関する総合的施策に必要な事項を調査審議するため、青少年問題協議会を開催します（6月26日、10月上旬）。	市民
・ 内閣府が定める11月の子供・若者育成支援強化月間に合わせて青少年健全育成大会を開催し、青少年健全育成に寄与した方々等を表彰します（11月25日）。	

【児童館管理運営事業】 子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにします。

内 容	対 象
・ 市内22館を子どもの居場所とする。指定管理者制度により地域に密着した管理・運営を行います（通年（ただし月曜日と年末年始、その他市が必要と認めた日を除く。））。	6歳以上16歳未満 （6歳未満は要付添い人同伴）

【放課後児童クラブ事業】 保護者の就労や疾病等により昼間、保護者がいない等の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

内 容	対 象
・ 小学校の余裕教室等を活用し、資格を有する支援員等により児童クラブの運営を行います。 ・ 公営17クラブと民営9クラブにより実施します（通年（ただし日曜日、祝日、年末年始を除く。））。	放課後児童クラブ を必要とする児童

【青少年キャンプ施設管理運営事業】 青少年が野外での活動を通して自然と親しみ、親子のふれあいを深める場所を提供します。

内 容	対 象
・ 泉の森ふれあいキャンプ場を管理・運営し、青少年団体等に提供します （3月～11月の毎日と12月～2月の土・日曜日、祝日（ただし、年末年始は除く。））。	青少年団体、青少年 を含む家族等

【青少年センター運営事業】 青少年健全育成の立場から、青少年・青少年団体へ施設を提供します。

内 容	対 象
・ 青少年健全育成活動の拠点として、青少年センターを運営します （通年（ただし第3月曜日、年末年始を除く。））。	青少年、青少年育成 活動関係者
・ 青少年センターまつりを開催し、中高生ボランティアの活動機会を提供します（12月（予定））。	青少年

【二十歳の祝典開催事業】 自ら成人の日のイベントを企画運営する青少年をサポートします。

内 容	対 象
・二十歳の市民等で組織する実行委員会に成人の日の式典等の企画・運営・実施を委託します (令和6年1月8日)。	平成15年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた人

【親子ふれあい推進事業】 親子のふれあいや子どもと地域住民の交流を深めます。

内 容	対 象
・市内15地区でのふれあい広場の開催(主に10月～11月)。	市民
・親子ナイトウォークラリーの開催(7月15日)。	18歳未満の子どもとその保護者等

【青少年育成事業】 大和ユースクラブの活動を通して、若者の健全育成と能力開発を図ります。

内 容	対 象
・青少年社会・自然体験推進事業を大和ユースクラブに委託・実施します。ユースクラブのジュニア・シニアクラブ、わくわく冒険隊では、学校や学年にとらわれず、多くの仲間と様々な体験をする場を提供します。ユースボランティアでは、ボランティア活動ができるよう知識技能を習得する場を提供します(通年)。	わくわく冒険隊は小学5・6年生、ジュニアシニアは中学・高校生、ユースボランティアは青年

【青少年指導者育成支援事業】 青少年健全育成を進める団体の活動を支援するとともに、青少年指導者、青少年ボランティアの育成を進めます。

内 容	対 象
・地域活動の実践者となる青少年指導員を依頼し、支援を行います(通年)。	青少年指導員
・青少年指導員連絡協議会、子ども会連絡協議会、母親クラブ連絡協議会の事業及び運営を補助します(通年)。	各連絡協議会

【大和市家庭・地域教育活性化会議支援事業】 地域の連帯感を高め、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進する家庭・地域教育活性化会議を支援します。

内 容	対 象
・各地域が主体となり組織づくりや運営を行い、各種団体との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進します。各種団体及び地区代表からなる推進委員会との連絡調整を行います(推進委員会は年4回予定(活動回数は地区ごとで異なる))。	9地区の家庭・地域教育活性化会議、3地区の地域青少年健全育成会

【こども体験事業】 様々な体験を通し、豊かな感性やリーダーシップ等を育み、主体的に活動できる青少年を育成します。

内 容	対 象
・夏休み期間、東日本大震災被災地で2泊3日の研修を実施。 ・事前・事後研修を重ね、活動成果については、青少年健全育成大会で発表。	小学5・6年生、中学生

青少年相談室

基本方針

基本的な姿勢

☆人間尊重：一人ひとりを尊重する。

年齢・性別・経済力・障害・宗教・政治信条・人種・国籍などにかかわらず、かけがえのない存在としてとらえる。

☆人間の持っている可能性に焦点を当てる。

◇子どもの利益を最優先する。

◇一人ひとりの子どもの価値を尊重する。

◇子どもをはじめとして、他者との関係は対等であり、パートナーとして関わる。

◇問題点よりも可能性に焦点を当てる。

◇子どもを取り巻く環境を視野に入れ、それらの間にあって調整や仲介、連携役を担う。

相談の柱

○子どもを主体とした相談。

あくまでも子どもの利益を最優先に考えた関わりを行っていく。

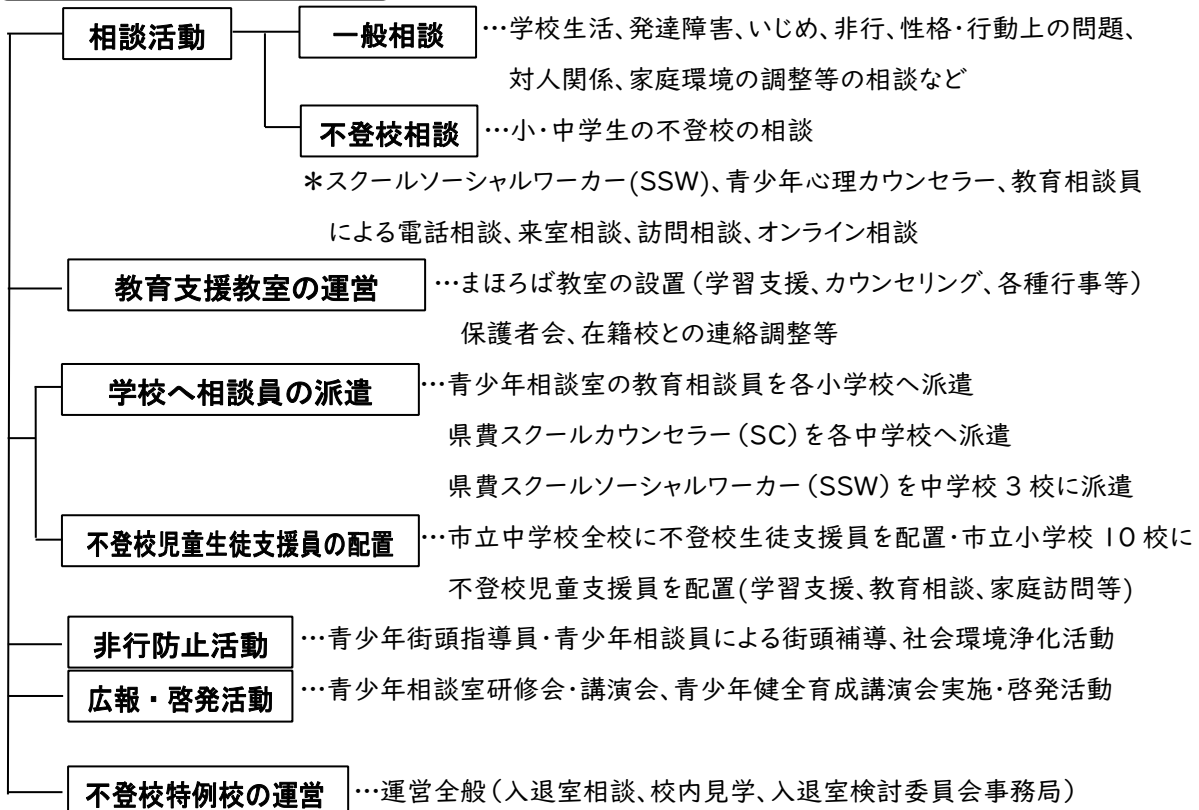
○学校問題を生活問題として捉える。

いじめ・不登校・非行などはあくまで表出した課題でしかすぎないという観点に立ち、その背景を明らかにし、子どもの本当の困り感に手を差し伸べられる支援は何であるのかを常に考えながら行う。

○子どもの未来の可能性を切り拓く。

「人」「環境」「人と環境」の相互作用の3つの視点からアプローチを試み、子どもに具体的に還元できる支援は何であるのかを考えながら行う。

事業体系図



I 相談活動

◇場所:市民活動拠点ベテルギウス3階

◇TEL:青少年相談室 260-5036 教育支援教室(まほろば教室) 260-5032

◇FAX:263-6955 ◇E-mail: ky_souda@city.yamato.lg.jp

(1)電話相談・オンライン相談・来室相談(月曜日～金曜日 9:30～16:30)

青少年自身あるいは青少年の行動上の課題等に悩む保護者や学校の先生の相談を受け、支援を行います。さまざまな相談に対し、SSW・青少年心理カウンセラー・教育相談員などが対応します。

○一般相談 [専用ダイヤル]

◇私の♡(こころ)相談電話 TEL260-5040…子どもが自分や友達のことと相談する電話です。

◇親と子の相談電話 TEL261-7830…親が子どものことと相談する電話です。

◇いじめ110番フリーダイヤル TEL0120-874255

…いじめを受けている自分、いじめられている友達のこと等を相談する電話です。

◇いじめ相談「話してeメール」

<QRコード スマートフォン専用>



…いじめを受けている自分、いじめられている友達のこと等を相談するメールです。

○不登校相談 [専用ダイヤル]

◇不登校相談電話 TEL260-5034…親や子どもが不登校のことと相談する電話です。

(2)登校を考える保護者会

学校を休みがちな児童・生徒の保護者の方々の相互支援と情報交換を目的とした保護者会を行います。また、教育相談アドバイザーも参加し、家族の対応について助言します。(年4回)

令和5年度 事業計画

1. 青少年相談・街頭補導事業

(1) 相談活動 : 青少年、保護者、教職員等よりの相談に応じ、解決に向けて支援する。			
項目	内容	対象	実施月等
① 電話・メール・来室相談	青少年やその保護者が悩んでいる問題（いじめや不登校など）について相談を受け、その課題解消に向けた支援（カウンセリングや関係機関との調整など）を行う。	原則として市内在住の青少年、保護者、及び教職員	年間 (月曜～金曜)
② 継続相談	受理された相談のうち、長期的に相談を受ける必要が認められたケースについては、相談者との話し合いのうえ、継続した支援（カウンセリングや関係機関との調整など）を行う。		年間 (月曜～金曜)
③ 訪問相談	来室による相談が困難なケースについては、保護者の了解のもと家庭訪問による相談を行う。		年間 (月曜～金曜)
④ 小学校への相談員の派遣	青少年相談室から小学校に相談員を派遣し、専門相談員の指導助言のもと、児童やその保護者が悩んでいる問題（いじめや不登校など）の課題解消に向けた支援を行う。	小学校(19校)	年間 (週1回～2回)
⑤ 専門相談員の派遣	専門職としてスクールソーシャルワーカー3名、青少年心理カウンセラー4名を配置して、スクールソーシャルワーカーは、関係機関（学校・福祉・医療など）との環境調整が必要なケースを担当し、青少年心理カウンセラーは、学校内だけでは解決が困難な相談に対して、青少年へのカウンセリングやその保護者への助言・援助を行う。	原則として市内在住の青少年、保護者、及び教職員	年間 (月曜～金曜)
※県費 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	スクールカウンセラーを各中学校、スクールソーシャルワーカーを3校の中学校へ派遣し、生徒のカウンセリングや環境調整などを担当し、保護者、教職員への助言・援助を行う。	スクールカウンセラー 中学校(9校) スクールソーシャルワーカー 中学校(3校)	年35回 重点配置校(7校)は70回

※【電話相談】

- 『私のこころの相談電話』（こどもが自分や友達のことについて相談する電話）
『親と子の相談電話』（親がこどものことについて相談する電話）
『不登校相談電話』（親や子どもが不登校のことについて相談する電話）
『いじめ110番フリーダイヤル』（いじめを受けている自分のこと、友だちのことなどを相談する電話）
メール相談『話してeメール』

(2) 街頭補導・社会環境浄化活動 : 青少年相談員(40名)とともに街頭補導や社会環境浄化活動を行い青少年の非行防止・健全育成に努める。			
項目	内容	対象	実施月等
① 巡回街頭補導	警察OBである青少年街頭指導員(2名)が、駅前や公園、ゲームセンターなどを毎日巡回し、青少年の問題行動の早期発見・指導にあたる。	市内行政区域内の青少年	年間 (月曜～金曜)
② 地区街頭補導	青少年の非行防止のため、青少年街頭指導員や市が依頼している青少年相談員(40名)が市内を4地区に分けて月2回巡回し、指導、声かけを行う。	市内各地域	年間 (各地区月2回)
③ 特別街頭補導	大和市民まつり・大和阿波おどり・地域の祭礼・中学校卒業式等にあわせて実施する。	市内各地域	年間
④ 環境浄化活動	青少年に有害な立て看板やチラシの撤去を関係機関と連携し実施する。	市内全域	7月 (他課への協力もあり)
⑤ 社会環境実態調査	市内のインターネットカフェ・まんが喫茶、古書店、複合店・映像ソフト、ゲーム取扱店の実態調査を行い、県に報告するとともに、改善を促す。	市内全域	7月～11月

2. 不登校児童生徒援助事業

(1) 教育支援教室 : 不登校児童・生徒個々のニーズに応じた支援や集団適応力の育成を通して学校復帰を目指す。			
項目	内容	対象	実施月等
① まほろば教室	不登校児童・生徒に対する教科指導や体験学習、カウンセリング等、個々の状況に応じた支援を行う。	市内小・中学校在籍の児童・生徒	年間 (月曜～金曜)

(2) 不登校支援の活動 : 不登校でひきこもりがちな児童・生徒への訪問指導、その保護者への講話・特別相談などを実施して支援を図る。			
項目	内容	対象	実施月等
① 不登校児童生徒支援員の配置	児童生徒が学校生活を有意義に過ごせるように学習支援、教育相談や家庭訪問による登校支援を行う。	中学校(9校) 小学校(10校)	年間175日 1日5時間
② 医療相談員による個別相談	メンタルクリニック医師等による不登校、引きこもり、発達障がい(疑い)等の個別面談を行う。 特別相談員: 子どもメンタルクリニック 新井卓氏	市内在住の青少年、保護者、教職員	年5回
③ 登校を考える保護者会	講話や情報交換により、保護者への支援や児童・生徒への関わり方を考える。 講師: 大和教育委員会特別相談員 小見裕子氏	保護者	年4回

3. その他の事業

(1) 講演会・研修会等 : 教職員、不登校生徒支援員、青少年相談員の資質向上と保護者・学校との連携強化。			
項目	内容	対象	実施月等
① 教職員向け研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の対応が必要なケースや他機関との連携が必要なケースなど関係機関、青少年相談室相談員などとケースワークや協議を通して、実際の支援について学ぶ。 ・ケースに関わる課題に対して、学校での対応とそのアセスメントと環境調整や要支援者へのアプローチなどスクールソーシャルワーカーの連携支援の実際を学ぶ。 ・不登校児童・生徒、行動に課題がある子どもたちの心理的背景とその支援についてどうアセスメントが行われるのか臨床心理士より学ぶ。 	教職員	年9回
② 中学校教育相談CNと青少年相談員の情報交換会	中学校進学に向けての情報交換会を行う。	教職員	3月
③ 不登校児童生徒支援員研修会	不登校児童生徒支援員の資質の向上を目指し、より効果的な活動につなげるための研修会を行う。	不登校児童生徒支援員	年3回
④ 不登校対策連絡協議会	不登校特例校からの情報提供や関係機関からの情報交換を行う。	教職員	年3回
⑤ 通室児童・生徒の担任と青少年相談室職員との懇談会	教育支援教室に通室している児童・生徒の学級担任と相談室職員との情報交換を行う。	小・中学校の担任	年3回
⑥ 青少年相談員研修会	青少年相談員の資質の向上と、より効果的な補導活動をつなげるために研修会を行う。	青少年相談員	6月
⑦ 青少年相談員視察研修会	関係機関の実情を把握し、青少年相談員の見識を高めるために視察研修を行う。	青少年相談員	11月

(2) 関係機関との連携 : 児童・生徒、青少年のさまざまな問題に対応するために、関係機関と情報交換等、密接な連携を図る。			
項目	内容	対象	実施月等
① 公立中学校との情報交換会	青少年相談員・相談室職員が中学校を訪問し、現状や学内の状況について意見交換をする。	公立中学校	年2回
② 情報交換・事例検討会	児童・生徒、青少年のさまざまな問題に対応するため、情報交換や緊密な連携、効果的な支援を図ることを目的に実施する。 生徒指導連絡協議会 児童・生徒指導連絡協議会 学校・警察連絡協議会 要保護児童地域対策協議会 業務連絡会 (中央児童相談所) // (家庭こども相談係) // (指導室)	小・中学校 大和警察署 中央児童相談所 家庭こども相談係 大和保健事務所	年間

(3) 啓発・広報活動 : 広報紙や講演会等により、青少年相談室の業務紹介や青少年健全育成気運の高揚を図る。			
項目	内容	対象	実施月等
① 青少年健全育成講演会	青少年の健全育成に対する理解や市民への啓発、家庭、学校、地域との連携を目的に実施する。 講師：横浜市教育委員会カウンセラー統括 臨床心理士 公認心理師 松坂秀雄氏 「不登校をどのように理解するかに基づいた子どもたちへのより良いかかわり方」	市民・PTA・関係機関	7月
② 不登校を考えるフォーラム	不登校問題の解消についての啓発、及び市民・保護者等との意見交換を行う。 講師：全国フリースクール 伊藤幸弘塾 理事長 伊藤幸弘氏 「(仮) これからの不登校理解と不登校児童生徒のために」	市民・PTA・関係機関	1月
③ 街頭キャンペーン	薬物乱用防止等、関係機関主催の街頭キャンペーンに参加する。	一般市民	不定期
④ 「大和市民まつり」への出店	青少年相談員の活動紹介、啓発活動。	一般市民	5月
⑤ 相談員PRポスター発行	PR活動を継続することで地域・学校との連携を図る。	市民・学校・関係機関	年1回発行
⑥ 相談室チラシ配布	青少年相談室の業務の紹介などをより多くの児童、生徒及びその保護者に青少年相談室という相談機関を知ってもらうためにリーフレットを配布する。	市内市立小・中学校の児童・生徒とその保護者	年1回 (全校配布)

第 5 1 回大和市青少年健全育成大会開催要項

趣 旨

近年、我が国ではグローバル化や情報化の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。また、青少年に関する諸問題や犯罪は、依然として深刻な状況が続いています。青少年がこのような環境の変化に適応しながらたくましく育つことを支援し、また、非行やいじめの問題、児童虐待など子どもが被害者となる事態を回避すべく青少年を見守ることは、親や大人の大きな役割であり、社会の重要な課題でもあります。そのため、国は毎年11月を、「子供・若者育成支援強調月間」とし、青少年育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

本市は「明るくたくましい青少年が育つ都市」の都市宣言を行い、家庭・学校・地域社会がそれぞれの立場において青少年の健全育成に努力を重ねて参りました。しかしながら、青少年を取りまく環境は、国と同様まだまだ十分な状況にあるとは言えません。

そこで、「子供・若者育成支援強調月間」に合わせ、市民を主体とした多様な青少年育成活動の推進を喚起するとともに、市民総ぐるみの運動として効果的な推進を図ることを目的として、本大会を開催します。

主 催	大和市青少年問題協議会 大和市・大和市教育委員会	
後 援	大和市社会教育委員会議 大和市社会福祉協議会 大和市立小学校校長会 大和市立中学校校長会 大和市PTA連絡協議会 大和市自治会連絡協議会 大和・綾瀬保護司会 大和市民生委員児童委員協議会 大和市青少年指導員連絡協議会 大和市青少年相談員連絡協議会 大和市子ども会連絡協議会 大和市母親クラブ連絡協議会 一般社団法人大和青年会議所	(順不同)

日 時 令和5年11月25日(土)
14:00 ~ 15:30 (13:30 開場)

会 場 文化創造拠点シリウスメインホール

参加者 市内青少年健全育成関係者等

内 容 大会次第のとおり

大 会 次 第

13:30 開 場

14:00 開 会

主催者挨拶 会長 大和市長

来賓紹介

主催者紹介

表 彰 青少年善行者
青少年育成活動推進者
青少年健全育成作文集
「明るくたくましく」掲載者

発 表 青少年健全育成作文集
「明るくたくましく」掲載者の
代表による作文の朗読
(小・中学生、高校生)

こども体験事業発表会

終わりの言葉 大和市教育委員会教育長

閉 会

大和市青少年善行ほう賞要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年善行ほう賞（以下「ほう賞」という。）によりその善行を賞することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ほう賞の対象)

第2条 ほう賞は、大和市内に在住又は在学・在勤している20歳未満の青少年で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 隣人、友人など特定の人に対する援助に尽くしたもの
- (2) 社会福祉施設又は社会的弱者に対する慰問激励、各種奉仕活動やこれらの者に対する金品の寄付その他により社会福祉に尽くしたもの
- (3) 子ども会の指導、年少者の教育、非行少年の善導などに尽くしたもの
- (4) 人命の救助救急看護など顕著な功績があったもの
- (5) 家庭又は親族間における徳行、勤儉力行などで顕著な功績があったもの
- (6) 清掃美化その他環境衛生の保持改善に継続的に尽くしたもの
- (7) 交通整理、水難防止その他事故防止に継続的に尽くしたもの
- (8) 芸術、文化、スポーツの振興に貢献したもの

2 ほう賞の対象となる活動の期間は、概ね1年以上とし今後活動が継続される見込みのあるものとする。ただし、前項（4）の場合及び特別の功績があるときにはこの限りではない。

(被ほう賞者の推薦)

第3条 被ほう賞者は、市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長が、「大和市青少年善行ほう賞推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被ほう賞者の決定)

第4条 被ほう賞者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(ほう賞の方法)

第5条 ほう賞は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 ほう賞を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(ほう賞の時期)

第6条 ほう賞は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年12月 1日から施行する。

2 施行日前のほう賞については、昭和61年6月1日施行「大和市青少年善行ほう賞要綱」の規定によりほう賞した後、要綱は廃止とする。

大和市青少年善行ほう賞推薦書

ふりがな 氏名 (グループ名)		男・女
生年月日 (グループ設立年月日)	年 月 日	在学名・学年又は勤務先
住所及び連絡先 (グループ代表者の住所等)	電 話 ()	
推 薦 理 由 (よい行いの内容) <u>表彰要領第2条第1項第</u> <u>号に該当</u>		

上記のとおり推薦いたします。

年 月 日

大和市青少年問題協議会会長
大和市長 古谷田 力 あて

推薦者(団体) 名 称
氏 名
(代表者名)
住 所
電 話 ()

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年育成活動推進者を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、職務として行うもの以外で青少年育成活動に携わり、その功績が顕著な者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 青少年団体又は青少年育成団体の指導・育成強化に尽力し、その功績が顕著なもの

(2) 青少年の非行防止活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(3) 青少年の文化・レクリエーション活動の推進に尽力し、その功績が顕著なもの

(4) 社会環境浄化活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の功績があったもの

(6) その他、表彰に値すると協議会が認めたもの

2 表彰の対象となる活動の期間は、当該年度を含め通算して5年以上とする。ただし、特別の功績があるときはこの限りではない。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者は青少年関係団体等の長及び自治会長が、「大和市青少年育成活動推進者被表彰候補者推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年 1月 4日から施行する。

2 施行日前の表彰については、昭和54年4月1日施行「大和市青少年育成活動推進者表彰要綱」の規定により表彰した後、この要綱は廃止する。

大和市青少年育成活動推進者 被表彰候補者 推薦書

年 月 日

大和市青少年問題協議会会長
大和市長 古谷田 力 あて

名 称

推薦者（団体）氏 名

（代表者名）

住 所

電 話 （ ）

令和5年度被表彰候補者として、次の者を推薦します。

フリガナ		男 ・ 女	生年月日 年 月 日
氏 名			
現 住 所	TEL ()		
職 業	会社員・公務員・パート・自営業・無職・その他 ()		
業績の概要	(表彰要領第2条第1項第 号に該当)		
活 動 歴	平成 年 月 ~ 年間活動		
現在の所属団体 及び役職等			
賞 罰 等			
推薦者の意見			

令和5年度 青少年健全育成に関する児童生徒の作文募集要項

1. 目的

青少年健全育成活動の一環として、児童生徒に対し青少年健全育成に関する作文を募集することによって、日々の生活や学校生活で感じていることや考えていることを文章で表現する力と、地域や家族、自分自身を見つめ直し、広い視野で物事を考える力を身につけることを目的とします。

また、学校推薦された作文を11月に開催する「青少年健全育成大会」において表彰するとともに、作文集「明るくたくましく」として編集し、行政や学校関係者、家庭、地域の方々に配布することにより、青少年健全育成や青少年健全育成大会に関する意識の醸成及び地域の青少年に対する理解を深める一助とします。

2. 主催

大和市・大和市教育委員会・大和市青少年問題協議会

3. 募集内容

(1) 対象学年

市内の小学5年生、中学2年生及び高校2年生

(2) 作文のテーマ

「日常生活や学校生活の中で感じていることや、大人や地域に訴えたいこと、未来に向けての夢や希望」（タイトル（題名）は自由）

《テーマの例》

「わたしの住む市」「わたしの友だち」「わたしの夢」「わたしの家族」
 「わたしの健康づくり」「大和の自然」「心の中の大切なもの」
 「自然体験・社会体験を通じて」など

(3) 原稿

600字詰め専用の用紙2枚以内に、日本語により表記されたものに限ります。
 ※本文の前にタイトル（題名）、学校名、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。

(4) 提出期日及び提出先

期出日：令和5年9月4日（月）

提出先：大和市こども部

こども・青少年課

（市民活動拠点ベテルギウス内）

※児童・生徒用のチラシには、学校への提出を「夏休み明けまで」としています。

こ			
こ			
か		作	
ら		文	
文	●	タ	
章	●	イ	
書	小	ト	
き	学	ル	
出	校		
し			
・	5		
・	年		
	大		
	和		
	太		
	郎		

○1行目 作文タイトル（題名）
 ○2行目 学校名、学年、氏名（ふりがな）
 ○3行目 本文

本文冒頭の記入方法

4. 表彰など

- ・学校推薦された児童生徒は11月に開催する大和市青少年健全育成大会において表彰します。
- ・学校推薦された児童生徒のうち、小・中・高校生各1名を選出し朗読発表していただきます。
- ・応募者全員に応募記念品を進呈します。

5. 作文集「明るくたくましく」の配布

学校推薦された作文を作文集「明るくたくましく」として編集し、大会関係者並びに青少年育成関係者及び各学校へ参考資料として配布します。

6. 応募上の注意

- ・応募作文は自作の未発表のものに限ります。
- ・応募作文の使用権は、大和市に帰属します。
- ・応募作文の返却は行いません。
- ・応募作文に記載されている個人情報、作文集「明るくたくましく」の編集に必要な範囲内で利用します。

※各校で学校推薦1点を選定してください。

(学校推薦された作文については作文集に掲載されます。掲載にあたり、該当児童生徒には、指定用紙へ油性ボールペンで清書をお願いいたします。学校推薦の作品については、学校名・学年・氏名について、広報等にて発表を行う場合があります。)

※学校推薦の1作品の他、応募者全員に参加賞を進呈するため、学年、クラス、氏名(ふりがな)が記載された名簿(様式自由)をご提出いただきますよう、お願いします。

7. 問い合わせ先

大和市こども部 こども・青少年課 こども・青少年育成係
(市民活動拠点ベテルギウス内・第3月曜休館)

住 所：大和市深見西1-2-17

電 話：260-5224

FAX：261-4900

令和4年度 大和市青少年相談室の青少年相談・街頭補導状況

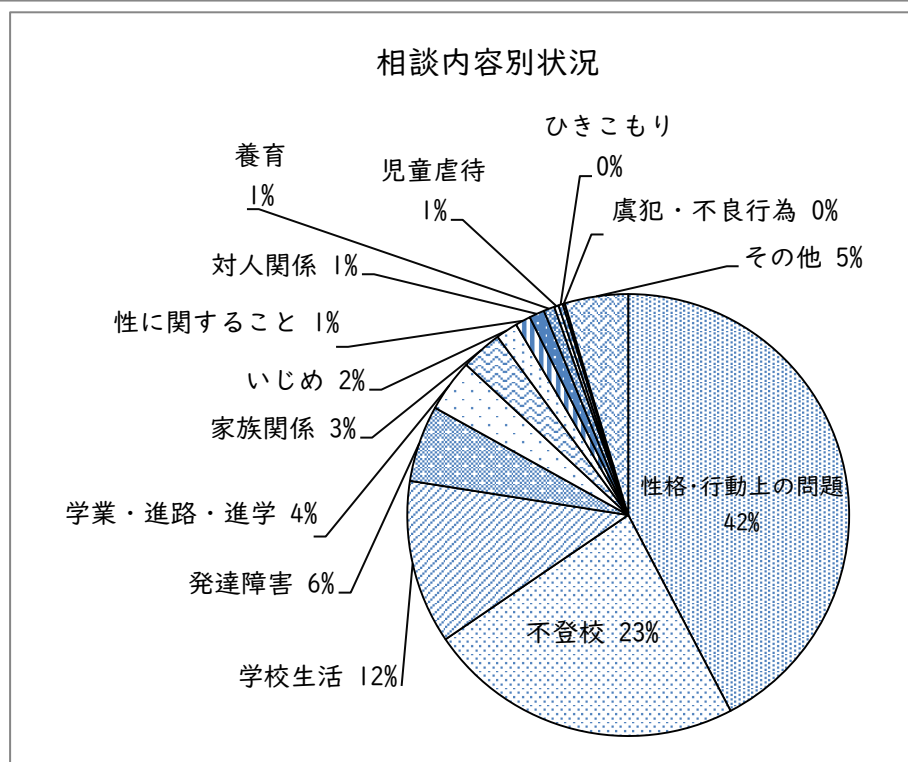
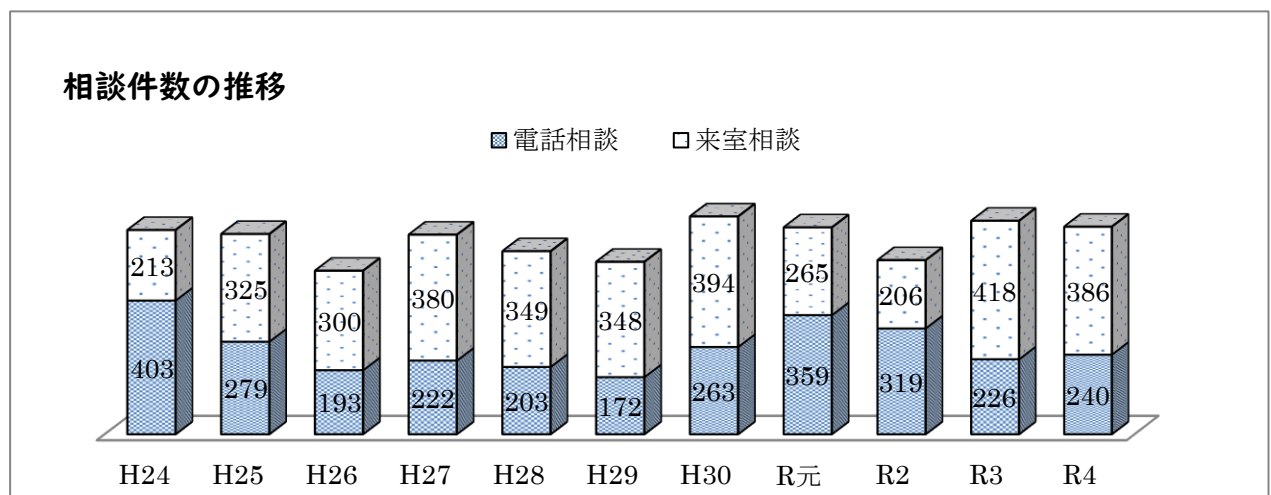
1. 青少年相談（電話・来室）

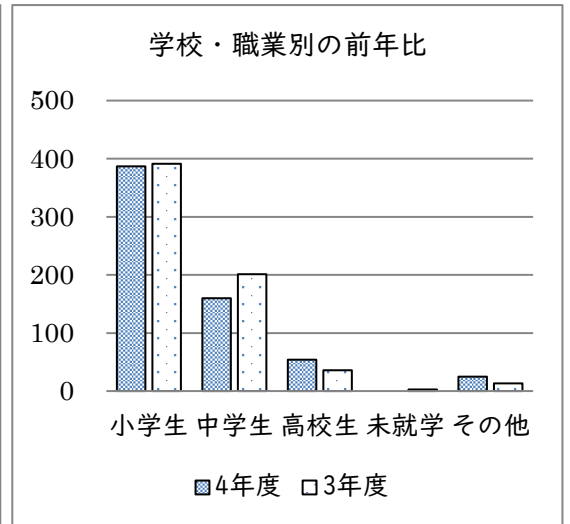
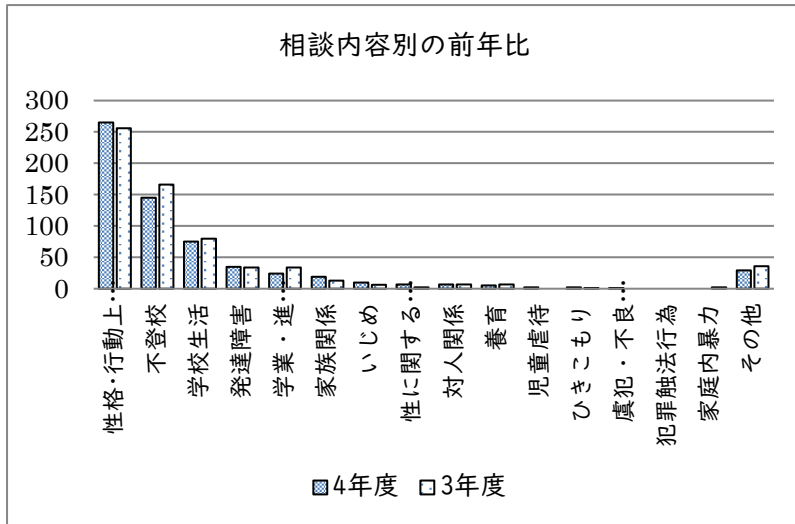
青少年自身の悩み、青少年が起こす問題行動に悩む保護者などからの相談を受け、その問題解決を援助しています。

令和4年度に受理した相談件数は、電話件数 240 件、来室相談 386 件、合計 626 件で前年度より 18 件減少しております。

相談内容の状況をみると、「性格・行動上の問題 265 件（42.3%）」「不登校 145 件（23.2%）」、「学校生活 75 件（12.0%）」、が全相談件数の約 8 割弱を占めており、学校・職業別では、「小学生 387 件（61.8%）」、「中学生 160 件（25.6%）」となっています。

また、小学校では「性格行動上の問題」が、中学校では「不登校」の相談が最も多くなっています。



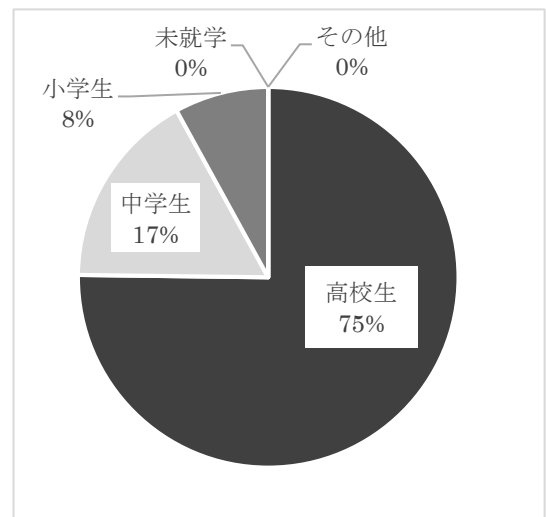
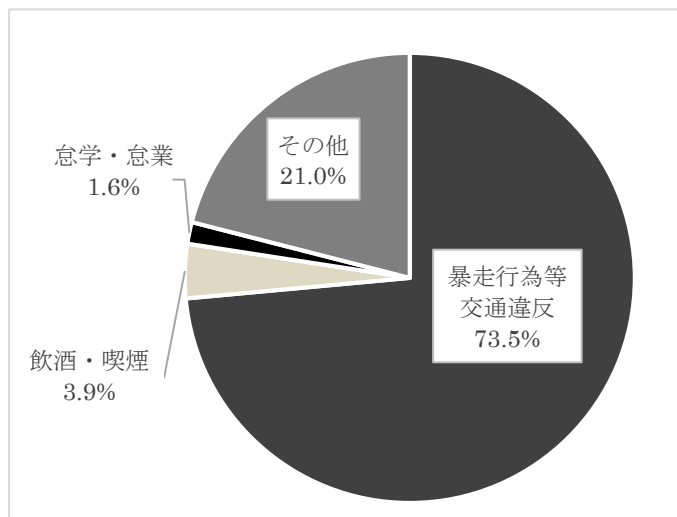


2. 街頭補導活動

早期発見・早期指導により青少年の非行を未然に防止するため、青少年相談員と職員（青少年街頭指導員）とが協力して、駅周辺や公園・ゲームセンター等非行の行われやすい場所を随時巡回し街頭補導活動を行っています。また、「大和市民まつり」「大和阿波おどり」や地域の祭礼などには、特別街頭補導も行っています。令和4年度は新型コロナウイルス感染状況により、中止になったものもあります。

令和4年度の街頭補導件数は257件で前年度252件に比べ5件増加しています。

行為別状況をみると「暴走行為等交通違反」が189件で73.5%を占めています。特に自転車の二人乗り、無灯火車両の運転、スマートフォン・携帯電話を操作しながら運転をする小中学生が多くなっており、積極的な声かけを行っています。大きな増加は「その他」であり、令和3年度18件に対し54件となっております。そのほとんどが管理施設内における禁止行為です。また、前年度に比べて飲酒・喫煙の件数は令和3年度、令和4年度ともに10件であり増減はありませんでした。「遊技場出入」は令和3年度、令和4年度ともにも0件となっております。引き続き、子どもたちが集まりそうな公園・コンビニエンスストア、ゲームセンター等を中心に夜間も含めてパトロールを行っています。



資 料

刑法犯認知状況及び少年非行の概況等
(令和5年4月)

大和警察署
生活安全第一課

1 大和警察署管内 刑法犯認知状況 (令和5年4月)

[刑法犯(罪種別)の認知状況]

(件)

年	罪種別 凶悪犯	粗 暴 犯					小計	窃盗犯	知 能 犯			風俗犯	その他	合計	
		暴行	傷害	脅迫	恐喝	その他			詐欺	横領	その他				小計
令和4年	3	13	15	2	2	0	32	310	42	0	3	45	8	38	436
令和5年	1	25	14	1	0	0	40	467	31	1	0	32	1	64	605
増 減	-2	12	-1	-1	-2	0	8	157	-11	1	-3	-13	-7	26	169



[特徴と傾向]

- 1 刑法犯の総数は605件で、前年より169件(約38.8%)増加している。(1日当たりの発生件数約5.0件)
- 2 窃盗犯が刑法犯全体の約77.2%を占めている。
- 3 詐欺の内振り込め詐欺は、23件、前年比-8件(昨年合計98件)

[侵入盗の認知状況]

(件)

年	罪種別 空き巣	忍込み	居空き	金庫破り	学校荒し	病院荒し	給油所荒し	事務所荒し	出店荒し	工場荒し	更衣室荒し	倉庫荒し	その他	侵入盗合計
令和5年	5	0	0	2	0	2	0	0	3	0	0	4	6	22
増 減	0	-1	0	2	0	0	0	-1	-2	-1	0	3	-10	-10



[非侵入盗の認知状況]

(件)

年	自動車盗		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい		ひったくり	置き引き	部品ねらい	自販機ねらい	色遣ねらい	工事場ねらい	万引き	職場ねらい	その他	非侵入盗合計				
	キ	小	キ	小	施	錠	施	錠														
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし														
令和4年	2	3	5	3	7	10	20	41	61	9	3	12	10	12	15	4	10	18	67	4	50	278
令和5年	1	10	11	7	9	16	46	109	155	6	20	36	2	16	39	6	8	13	91	4	58	445
増 減	-1	7	6	4	2	6	26	68	94	-3	17	24	-8	4	24	2	-2	-5	24	0	8	167

2 大和警察署管内 少年非行の概況 (令和5年4月)

[検挙状況(触法少年を含む)]

(人)

区分	凶悪犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯							その他	内(占態)	刑法犯合計				
		暴行	傷害	脅迫	恐喝	自動車	オートバイ	自転車	車上狙い	部品狙い	万引き	置き引き				ひったくり	その他		
令和4年	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4	0	0	7
令和5年	0	0	3	0	0	0	1	3	0	0	1	1	0	2	8	3	2	14	
増 減	-1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	-1	1	0	1	4	3	2	7	



[特徴と傾向]

- ・ 刑法犯検挙被疑者の約11%が少年である。
- ・ 窃盗犯検挙被疑者の約12%が少年である。
- ・ 前年に比べ、凶悪犯が増加し、粗暴犯が減少した。

[補導状況]

(人)

区分	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物所持	金品要求	金品持出	性的悪戯	暴走行為	家出	無断外泊	深夜徘徊	怠学	性的行為	不良交友	不健全娯楽	迷惑行為	合計
令和4年	17	44	0	2	0	0	2	0	0	0	0	93	5	0	0	0	13	176
令和5年	34	202	0	3	0	0	0	0	0	1	5	153	9	0	0	2	83	492
増 減	17	158	0	1	0	0	-2	0	0	1	5	60	4	0	0	2	70	316

3 防犯対策

- (1) 犯罪の起きにくい社会の実現に向けた対策の推進
 - ・ 防犯カメラを始めとした防犯環境の整備
 - ・ 管内における警戒の強化
 - ・ 振り込め詐欺の防犯対策の強化
- (2) 非行少年を生まない社会づくりの推進
 - ・ 少年非行の防止と立直り支援活動
 - ・ サイバー空間を含む有害環境の浄化
 - ・ ボランティア団体との連携



その他

令和5年6月1日

大和市青少年問題協議会会長殿

神奈川県青少年問題協議会会長



令和5年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の推薦について（依頼）

本協議会の運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰について、別添表彰要綱及び実施細目に基づき実施します。

については、貴会から 3名 の表彰候補者を御推薦いただき、別添実施細目に定める「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」により、9月6日（水）までに神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ御提出くださるよう願います。

また、NPO団体等で青少年健全育成活動に従事されている方について、別途推薦枠を設けましたので、該当がありましたら、各市町村推薦割り当て数にこだわらず御推薦くださるようお願いいたします。

なお、表彰式は令和6年2月25日（日）に県立青少年センター紅葉坂ホールで実施する予定であることを申し添えます。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
青少年課調整グループ 福岡

電話 (045) 210-1111 内線 3836

ファクシミリ (045) 210-8841

電子メール fm0214.4y8@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱

1 目的

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人に対し、神奈川県青少年問題協議会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。

2 対象

県内の青少年の健全育成に熱意をもってあたり、その業績が特に顕著な民間の個人。ただし、公務員であっても職務以外において実践しているものは対象とすることができる。

3 表彰事項 表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の事績があったもの。

4 表彰候補者

- (1) 市町村青少年問題協議会会長が県青少年問題協議会会長に推薦するもの。
- (2) 県青少年問題協議会会長が認めるもの。

5 表彰者の決定

県青少年問題協議会会長は、前項の表彰候補者について協議会の審議を経て表彰者を決定する。

附 則

この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰実施細目

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（以下「要綱」という。）に基づく表彰の実施細目を、次のとおり定める。

1 表彰候補者の割当

各年度の表彰者数は、予算の範囲内とし以下の基準に基づき、各市町村ごとに推薦枠を設定することとする。

- (1) 全ての市町村から1名以上の推薦枠を確保する。
- (2) 市町村ごとの割当数は、人口比により割り当てをする。
- (3) 人口比1%につき1名を割り当て、小数点以下を切り捨てとするが、1%未満の市町村についても1名ずつ割り当てる。
- (4) 昨年までの実績等を勘案して必要な調整を行い割り当てをする。

2 実施予定日

1月下旬から2月上旬頃

3 実施内容

神奈川県青少年問題協議会会長から、記念品を添えて感謝状を贈呈する。

4 表彰の対象となる者

要綱2に掲げる個人で、概ね20歳以上の者を対象とする。ただし、神奈川県青少年問題協議会の委員は除外する。

5 表彰の対象となる事績・功労

要綱3に掲げる事績・功労は原則として、表彰を行う前年度の8月1日から当該年度の7月31日までに行われたものを対象とする。

6 表彰候補者の推薦

要綱4に定める市町村青少年問題協議会会長等からの推薦は、「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」（別紙）によるものとし、その提出は、9月中旬までに行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成18年7月7日より施行する

附 則

この実施細目は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、平成26年7月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、令和3年6月1日より施行する。

大和市青少年健全育成施策

宣言都市

明るくたくましい青少年が育つ都市

大和市

明るくたくましい青少年が育つ都市

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。

青少年が自己の行動に自覚と責任を持ち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

昭和57年4月1日

大 和 市

青少年行政基本方針

現代の社会環境の変化は、青少年の意識と行動に大きな影響を与え、青少年問題の内容や課題にも大きな変化を与えてきました。

青少年は、総じて自己中心で社会への関心や自立心に欠けるといった指摘がしばしばなされてきましたが、本市では各種各様の青少年育成活動を展開し、地域における青少年活動の活性化のために、青少年指導者の育成や「ふれあい広場」の開催など「人づくり」・「場づくり」に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、21世紀を迎えた現代社会では、めまぐるしく変化している社会情勢に主体的に対応できる資質を備え、意欲と活力に満ちた青少年を育成することが求められています。そのため、次代を担う青少年の健全育成施策は、青少年の保護・育成のみとしてとらえるのではなく、家庭や地域の教育機能を高めることにより、青少年に社会における役割を自覚させ、自ら考えて行動できる力を身につけさせ、「生きぬく力」・「ともに生きる心」を持たせるために、次の方向に進めていく必要があります。

- 保護育成から自立の促進へ
(青少年自らが自立し、青少年が主体となって活動を作り出し、継続して活動できる環境を整備していくことです。)
- 物・量中心から心・質中心へ
(物や量では満たされない精神的充実や達成感など、人々との連帯や心のふれあいを重視する活動を推進することです。)
- 地域コミュニティの再構築
(人々が豊かにふれあい助け合う地域をつくり出すために、家庭と地域の教育機能の再構築と、家庭・学校・地域等が連携した新しい地域コミュニティの創造、さらに子どもたちのために住みよい地域社会づくりを推進していくことです。)
- 行政依存から民間が主体となる活動の展開へ
(多様なニーズや地域の特性に対応した青少年育成活動は、市民や民間団体が主体となることが望ましいものです。)

これらの方向に進もうとするとき、青少年自身や青少年育成活動にたずさわる人々、関係団体及び行政は、同様の問題意識のもとに足並みをそろえ、それぞれが役割を分担し、かつ一体となり総合的な活動を推進していくことが不可欠となります。

このような基本的な考え方に立って、青少年が多様な価値観に対応しつつ、地域社会の中で英知とたくましさに富んだ「市民」として、また自己の未来を自ら切り開いていくことのできる「自立した人間」として成長していくことを願って、諸条件の整備を積極的に推進し、家庭・学校・地域等における青少年のための各種活動を支援してまいります。

さらに、ここに「青少年行政基本方針」の具現化のために推進目標を掲示し、より有効な施策の展開を図ってまいります。

推 進 目 標

- ともに進める育成活動を推進する。
- 活動を支える環境づくりを推進する。

○ ともに進める育成活動を推進する。

社会環境が急速に変化する中で、青少年対策の総合的な取組みを推進していきます。

家庭における教育機能の低下が心配されている中で、子どもの成長や人間形成に及ぼす親の影響は大きく、親が子どもの発育段階に応じた親子のふれあいを積極的に行なう必要があります。

また、地域コミュニティにおいても、地域の連帯感が弱くなり、青少年と地域の結びつきが希薄になってきています。地域の中での青少年活動は人間が社会生活を営むうえで重要であり、地域の教育機能の充実が必要なので、現在、地域における青少年の仲間づくり、世代間の交流、青少年の社会参加などの活動が実施されていますが、さらに、地域連帯による青少年を育てる環境づくりを推進するとともに、青少年が人・自然・文化とふれあう機会の充実を図ることにより、青少年自ら活動を支援し、社会参加への動機づくりに努めてまいります。

○ 活動を支える環境づくりを推進する。

多様化する青少年活動に対応するため、青少年育成団体活動への支援及び地域活動の主体をなす青少年育成者・指導者の一層の養成と指導者の有効活用を図るとともに、青少年の活動や育成の場の整備充実に努めます。

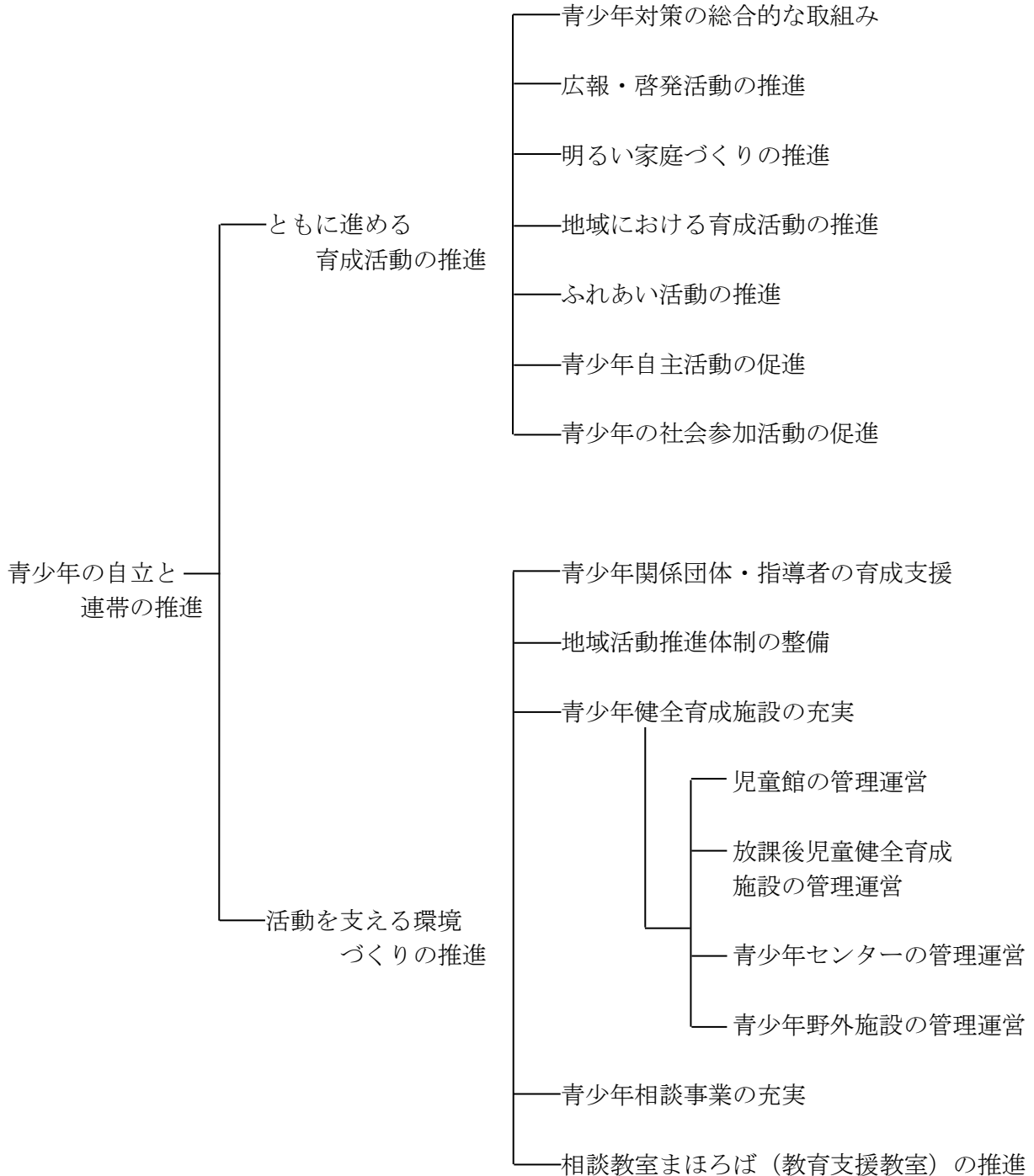
また、青少年の問題行動の早期発見と適切な対応に心がけ、青少年の心がすこやかに育つための支援に努めます。

青少年健全育成施策体系

<方針>

<推進目標>

<施策の展開>



施策の重点目標

○ 青少年団体活動の促進

青少年の地域活動や社会参加を促進するため、子ども会を始めとする青少年団体への支援等、整備充実を促進します。

○ 青少年指導員活動の推進

自治会、子ども会連絡協議会、母親クラブ等の青少年関係団体と連携をとりながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を推進します。

○ 地域活動の促進と組織の充実

地域指導者を養成し、地域組織の充実を図り、地域ぐるみで青少年の社会参加の意欲を高める活動と、そのための環境条件の整備を推進します。

○ 青少年健全育成施設の充実

青少年が「人」や「自然」にふれあい、自立心を養い、仲間づくり、連帯感を深めるために、ふれあいキャンプ施設の充実・有効活用を推進します。

○ 相談・補導業務の推進

青少年がかかえる多様な問題について適切な対応に心がけ、心の支援に努めます。

○ 広報・啓発活動の推進

明るい家庭づくりや青少年の社会参加活動に対する関心を高め、その促進を図るための広報・啓発活動を推進します。また、健全育成施策について市民により分かりやすく理解してもらうための啓発活動に努めます。

大和市青少年問題協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置した大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 本市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験がある者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第2条に規定する委員のうちから会長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の所属する機関の職員及び本市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事項について、委員及び専門委員を補佐する。

(意見等の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、青少年問題主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年11月15日から適用する。

附 則 (昭和40年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年11月15日から適用する。ただし、第9条の改正規定は、昭和40年7月1日から適用する。

附 則 (昭和41年規則第3号)

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年規則第11号)

この規則は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則 (昭和43年規則第12号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年規則第33号)

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第29号)

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和50年規則第40号)

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第38号)

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第53号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大和市青少年問題協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会規則（昭和38年大和市規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 規則第2条第1号から第5号までに規定する委員は、次の者とする。

- ① 市議会議員
- ② 関係行政機関の職員
 - ア 市教育委員会教育長
 - イ 市教育委員会委員の代表
 - ウ 神奈川県大和警察署の職員
 - エ 市立小学校長の代表
 - オ 市立中学校長の代表
 - カ 県立高等学校長の代表
- ③ 関係団体の役職員
 - ア 市社会教育委員会議代表
 - イ 市青少年指導員連絡協議会代表
 - ウ 市青少年相談員連絡協議会代表
 - エ 市自治会連絡協議会代表
 - オ 市民生児童委員協議会代表
 - カ 市PTA連絡協議会代表
 - キ 市子ども会連絡協議会代表
 - ク 市母親クラブ連絡協議会代表
 - ケ 市社会福祉協議会代表
 - コ 市保護司会代表
- ④ 学識経験がある者
- ⑤ その他市長が必要と認めた者

(幹事)

第3条 規則第7条第2項に規定する幹事は、次の者とする。

- ① 市職員
 - ア こども部長
 - イ 教育委員会教育部長
 - ウ 健康福祉部長
 - エ 指導室長
- ② その他の幹事
 - ア 神奈川県大和警察署生活安全課の職員
 - イ その他市長が必要と認めた者

(事務局)

第4条 規則10条に規定する事務局は、こども・青少年課及び青少年相談室で構成し、主管はこども・青少年課に置く。

第5条 事務局には事務局長及び事務局次長、書記を置き、事務局長にはこども・青少年課長を、事務局次長には青少年相談室長を、書記にはこども・青少年課職員をもって充てる。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 4 書記は、事務局長の命を受けて庶務に従事する。

附 則
この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 20 年 6 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 24 年 10 月 9 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。